

「長崎県最低賃金」の改正審議がスタート

7月5日 長崎地方最低賃金審議会に諮問

瀧ヶ平労働局長は、令和3年7月5日（月）に開催された令和3年度第1回長崎地方最低賃金審議会において、長崎県最低賃金の改正について諮問を行いました。

これを受けて同審議会は、県内の経済・雇用情勢や賃金実態など最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、最低賃金法の趣旨に沿って調査審議を進めることとなります。



諮問文を松本最低賃金審議会長へ手渡す瀧ヶ平労働局長（写真右）

【最低賃金制度と審議会での今後の審議について】

●最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、国が法的強制力（最低賃金法）をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度で、パートタイム労働者等を含むすべての労働者とその使用者に適用されます。

●地方最低賃金審議会とは

地方最低賃金審議会は労働局長の諮問機関であり、その委員は、公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員各5名の計15名で構成されています。

●今後の審議について

長崎地方最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会（厚生労働省に設置）から示される引上げ額の目安を参考に、地域の実情（経済情勢、賃金・雇用状況、生活保護費の支給水準等）に応じた最低賃金改正のための調査審議を行います。

現在の長崎県最低賃金は、去年の改正で3円引き上げられ時間額793円となり、令和2年10月3日に発効しています。